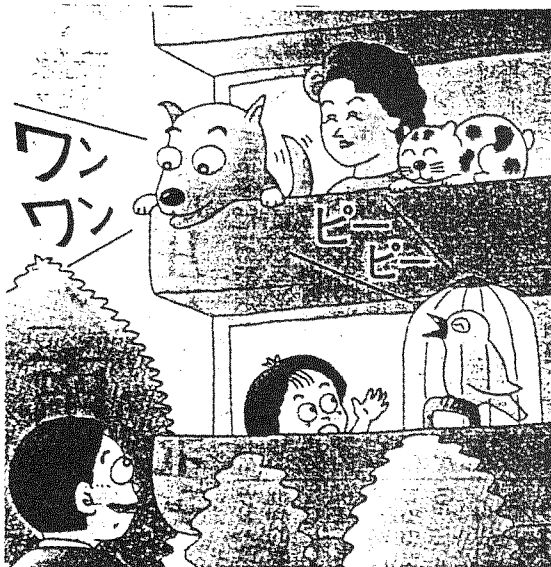




イラスト・中原正法

会田保彦・日本動物愛護協会事務局長の話
「パリのアパートマンでは85%が条件付きで認めている。日本では容認が禁止の二者択一

だったので、自主性に任せる規約は大賛成。ただ、近所に迷惑をかけない責任と義務は必要だ」

マンション共生派！

ペット飼育初の指針

都市の住宅難を背景に集
合住宅でのペット飼育の是
盟の十団体にも送る。昭和
六十年に作った「容認派」
非が論議になり「容認派」

家族化の象徴とされるが、
独り暮らしのお年寄りや、
老後を夫婦だけで暮らす世

マンションが徐々に増えるなか、百三十五の分譲マンションの管理組合で作る「京滋マンション管理対策協議会」(事務局・京都市下京区)が、条件付きでベットの飼育を認めるモデルマンションに増える。管理規約を改定。原則は引き続き飼育禁止としながら「も」「やむを得ない場合、管理組合は飼育細則を定める」とし、生活スタイルの個性化に対応した。条件としてマナー、左右

のペットを『規則だから』と奪うのは残酷。見て見ぬふりをするより、最低限のルールを作って個人の自由を認めるのが大切と考えた」と語る。

規約を作った。住民側団体が指針を定めたのは初めて。マンション入居の際、かわいがってきた犬や猫を捨てるしかなかった人たちは「うさぎやペットと共生できる。日本のマンション社会も成熟期に入った」と歓迎している。二十六日に開く総会で加盟組合に示し、全国マンション管理組合次長らは「マンションは移

ペット飼育と規則をめぐるのは、東京都品川区のマンション管理組合が、入居者に犬の飼育の差し止めを求めた裁判で、東京地裁は四月、「ペット禁止の規定は不合理ではない」との判決を出した。しかし、個々のマンションで細則を定め、条件付きで容認するケースも近年増えている。

京都・滋賀の 135管理組合へ 条件つき容認へ